午後１時00分開議

# 岡　崎　信　也　委　員　の　質　疑　及　び　答　弁

**川島副委員長**　休憩前に引き続き会議を開きます。

岡崎委員。あなたの持ち時間は60分であります。

**岡崎委員**　お疲れさまです。午後の１番目に質問させていただきます立憲民主党の岡崎です。よろしくお願いいたします。

さて、午前中にも質疑されておりましたとおり、数多くの災害が起こっております。

私からも、とりわけ県内の被災者の皆さんにはお見舞い申し上げたいと思っていますし、また、全国レベルでは、台風25号により犠牲者も出られたということで、お見舞いを申し上げたいと思っております。

昨今のこの災害を見ると、地球温暖化の影響もあるとは思いますが、大変激甚化をして、しかも常態化してきているのが現状ではないかと思っております。

そういう中で、やはり時間をかけてやらざるを得ないこともあります。

ただし、一方では、すぐにできるような対策もあるのではないかということも含めまして、まず、問１で、今後の防災・減災の備えについて質疑をさせていただきたいと思います。

能登半島地震や、７月に再発しました令和８年熊本地震、そして、今回の豪雨災害でも、大規模な停電が長時間にわたって発生をしています。こうしたことが、何度も繰り返し発生し、ほぼ常態化しているような形です。

先般発生しました台風25号でも、千葉県内では、22日の午前７時時点で約４万件余りの停電が発生をしたと、電力会社から報告されているわけです。

そういう停電の中で、避難所の暑さや寒さが本当に課題にな

っています。

また、こうした場合でも非常電源があるのですが、道路が寸断された場合は、発電機の輸送や発電機に必要な燃料の確保も困難で、これは能登半島地震のときもそうでありました。そういう意味から、常時配備が必要ではないかと思います。

また、頻発化が見込まれる災害に対し、避難所の下水処理も、地震が起こった場合、特に、高低差がもうめちゃくちゃになって使えなくなる。

非常に大きな問題になります電気と下水、トイレ、これらが、この避難所環境の中で、第一義的に重要なのではないかと思っております。

避難所の下水処理を浄化槽に切り替えることで、被災時の影響を限定的にとどめ、ほっとする、安心できる避難環境としていくことが、避難されてきた方達は大変疲弊をして驚かれて避難所に来ておられるわけですから、そういうことが必要ではないかと考えます。

そこで、避難所の環境改善のため、停電時に備え、非常用発電機や浄化水槽を配備していくことが必要ではないかと考えますが、まず、中林危機管理局長に御所見をお願いしたいと思います。

**中林危機管理局長**　委員御指摘のとおり、避難所の生活環境を確保するため、停電時の暑さ、寒さ対策や、照明、通信機器の電源確保の観点から、非常用発電機等の配備は重要です。

今般の記録的な大雨でも、長時間の停電が発生しており、道路寸断時には、輸送や燃料確保が困難となることも踏まえ、平時から備えが必要と認識しています。

一方で、避難所の環境改善は、地域防災計画等に基づき、まずは市町村が主体となり、地域の実情や財政状況を踏まえ、計画的に取り組むものと承知しています。

県としては、これまでも、市町村に国の支援制度の積極的な活用を促すとともに、自主防災組織や避難場所等に指定されている施設を保有する民間事業者への発電機やポータブル電源等の整備支援、民間企業等との災害時応援協定の締結を進め、非常用電源等の確保に努めています。

また、熊本地震のような大規模災害時には、上下水道施設や管路の破損により、水道やトイレの利用が制限されることから、被災者の健康を守る上で、避難所のトイレ環境の確保は極めて重要です。

なお、委員御提案の浄化槽の活用につきましては、下水道区域での設置時における発災時の機能確保や保守点検、清掃等の維持管理費などの課題があります。

県では、昨年度、トイレカーの導入、自治体が加盟する災害派遣ネットワークへの参加、高機能簡易トイレの整備や、市町村への配置を進めており、来月の県総合防災訓練においても、携帯トイレ使用の体験を行い、普及啓発を図ります。

県としては、これまでの災害対応で得られた教訓を踏まえ、市町村や関係機関と連携し、非常用電源やトイレ対策を含め、安心して過ごせる避難所の環境改善に取り組んでまいります。

**岡﨑委員**　局長がおっしゃられたとおりで、なかなか課題があって、そう簡単にはいかないということは、私もよく理解ができます。

ただ、空調等の整備を今、各自治体も一生懸命やっておられて、徐々に進みつつあるのですが、電源がないとやはりどうしようもないわけです。

特に、寒いときとか暑いときになぜか災害が起こっているということで、一番最悪の事態を想定すれば、そういうことが必要である。

また、浄化槽についても、おっしゃるとおりで、都市計画の

中で下水道も整備しているので、なかなか簡単に、また浄化槽に戻せと言ってもできないかもしれません。

避難所は、大規模な発電設備によってその機能を発揮できるものになっているので、大停電に備えておくことが必要になります。

下水処理、上水処理も都市計画に従って全県的に整備されていくわけで、そういった意味では完全なグリッドになっていて、災害に弱い、そういう仕組みになっているのではないかと思います。

したがって、本会議でも、知事からも答弁があったのですけれども、元のままに戻す復旧ではなくて、少し先を見据えて今後の対応を考えていく時期に来たのではないかと思っております。

将来も含めて、避難所だけは、被害を最小限にとどめ、オフグリッドにする政策をぜひお願いをしたいと思っております。

それで、局長にもう一つお願いしたいのですが、避難行動の意識を高めるために、気象情報や避難基準のデータを、どのように自らの避難行動に結びつけていくか、日頃から意識していくことが必要です。

今回、呉西地区を中心に線状降水帯が発生して、大変な豪雨になったわけですけれども、呉東地区でも一部、大変な集中豪雨が降りまして、一部避難所も開設されました。

私の地元で、どうして避難所が開設されたのかと思ったのですが、丘陵地が一部あり、そこが土砂災害のおそれがあるということで、それより下流の小学校に避難所が設けられたということでした。実際には、土砂災害をおそれて避難した方はおらず、雨が心配で避難所に避難した方がいたということがありました。

やはり、気象庁や行政の呼びかけに対して、的確に自らが判

断して避難を行う流れをどうやってつくっていくのかということが大きな課題であると感じました。

そこで、行政から発信する避難指示に対し、県民が速やかに行動に移せるよう、避難指示を自分事として捉えるための取組が必要であると考えますが、危機管理局長に答弁をお願いしたいと思います。

**中林危機管理局長**　県民が迅速かつ適切な避難行動を取るためには、防災気象情報を正しく理解するとともに、日頃から自宅や地域の災害リスク、避難場所、避難のタイミングを確認し、いざというときの行動に結びつけることが重要です。

本年５月から運用開始された新たな防災気象情報は、大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮の災害ごとに、５段階の警戒レベルに対応して発表されるなど、県民が取るべき避難行動との関係は、従来より分かりやすくなりました。

一方で、情報を見聞きするだけで、直ちに避難行動につながるものではなく、避難指示等を自分事として受け止め、地域の危険性や状況の変化に応じ、早めに判断し行動できるようにすることが必要です。

このため、県では、防災士会の研修や自主防災組織リーダー研修において、新たな防災気象情報やハザードマップの読み解き方を周知しています。そして、マイ・タイムラインの作成を通じて、自らの避難行動を考える機会づくりを進めています。

また、地区防災計画の策定促進に向け、市町村職員や自主防災組織のリーダーを対象に研修会を開催し、地域ごとの災害リスクや避難のタイミング、支援体制を話し合う実践的なワークショップを通じて、地域の実情に即した実効性のある計画づくりにつなげていきます。

さらに、フェーズフリーの視点も踏まえ、防災を日常生活の中で、自分事として捉えていただけるよう、動画や広報、講演

会等を活用した分かりやすい発信に努めていきます。

県としては、市町村や自主防災組織、防災士等と連携し、県民一人一人が避難指示等を的確に受け止め、速やかに行動に移せるよう取組を推進していきます。

**岡﨑委員**　おっしゃるとおり、マイ・タイムラインに従って避難を自分で決めておくということが非常に大事だと思います。

とにかく、皆さん、災害が起こるとびっくりしてしまいます。例えば、能登半島地震のときも、沿岸部から１キロぐらいのところに住む、80歳を超える女性の方ですが、津波を恐れて、当時消防団員であった私は、もし何かあったら２階に上がってくださいと言ったのですが、結局、１人で、第２次避難所まで行かれたとお聞きしました。やはり、あらかじめ取り決めておかないと、せっかく情報を発信して対策をとっていても、いざという時に県民がきちんと判断して避難ができないと痛切に思いました。

ぜひ、また、今おっしゃられたようなことを推進されて、県民の皆さんの生命が守られるように御尽力いただきたいと思います。

次に、３問目です。氷見の豪雨被害では、自動車の水没事故が大変クローズアップされたと思います。

道路の冠水で動けなくなった車両や、駐車場でそのまま動けなくなった車両など様々だと思いますが、約200台が水没する、大変な事態だと思います。

こうした被害を防ぐためのハード整備は非常に重要だと思っておりますが、頻発化する豪雨災害に対して、速やかに対応できるよう、降雨時の通行規制など、できるだけやれることを対応していくべきではないかと思います。

データの発信や災害状況のリアルな情報の発信とともに、県が各自治体と連携した道路規制を行い、水没事故を防ぐことが

重要ではないかと思います。

国も、既に今回の水没事故を踏まえて動き出しています。

そこで、国、県、市町村で、今回の豪雨による河川氾濫や道路冠水データを共有し、河川管理者や道路管理者が連携し、自動車の水没事故等を防ぐ必要があると思いますが、対策について、川上土木部長にお聞きをいたします。

**川上土木部長**　今般の大雨では、県内各地で道路冠水が発生しまして、国が管理する道路で１か所、県が管理する道路で13か所のほか、市町村が管理する道路でも多くの箇所で通行規制が行われました。

氷見市内では、御指摘のとおり冠水による自動車の水没も発生しております。河川氾濫のほか、周囲と比べ標高が低い土地などに大量の雨水が短時間に流れ込んで、道路の排水能力はもとより、地域全体の排水能力を大きく上回ったことが道路冠水発生の要因と考えております。

今後でございますが、県では市町村や関係機関とも連携しまして、降雨の状況、河川水位のほか、地域ごとの浸水範囲などについて、現地調査とデータ整理を進めていくこととしております。

御指摘のとおり、河川氾濫や道路冠水の情報を共有することは大変重要だと考えておりまして、この調査結果を道路管理者、河川管理者をはじめ、関係機関と共有いたします。

これにより、冠水しやすい場所の特定や、今後必要となる道路冠水対策に、ハード対策だけではなく、特にソフト対策にも生かしていきたいと考えております。

現在、県のホームページでは、道路冠水による事故防止のために、県内のアンダーパスを中心に冠水が想定される箇所をマップで公開しております。

この充実を図っていくとともに、周知にもしっかり努めてい

きたいと思っています。

また、国では、８月の千葉豪雨などを踏まえまして、アンダーパスにおける冠水事故防止に向けて、予防的な事前通行規制などを盛り込んだガイドラインの策定を予定しておられます。

県としましては、国から示されるこのガイドラインを参考に、自動車の水没などの事故を防ぐため、工事の通行規制の在り方についても検討してまいりたいと思っております。

**岡﨑委員**　いつ起こるか分からない状況の中で、データの整理も必要ですが、道路カメラも設置してありますから、おそらく冠水するのではないかという状況など、できるだけ早い段階でアンダーパスなどは遮断することが大事ではないかと思いますが、どうでしょうか。

**川上土木部長**　これまでの経験からも、冠水しやすいアンダーパス、あるいは、あんまり冠水はしないものも、経験的には分かっております。

これを、データ的にも１回整理しまして、どの箇所をどのタイミングで通行規制するかというのも含めて今後検討していきたいと思っております。

**岡﨑委員**　速やかに対応できれば、死亡の危険性はないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

それで、今回の補正予算案にも絡むのですが、能登半島地震を超える支援や、宅地への排砂支援などが行われておりまして、これは評価できるところでございます。

しかし一方で、今回は、非常に豪雨に特化した災害で、この土砂災害が非常に広範囲にわたって起こっています。

それで、農業者や企業事業者等も排砂対応に非常に苦慮をされているわけでございまして、我が会派の会長も、地元で連日調査をし、現場を見ているのですが、こういう面での対応が少し弱いのではないかと強く言っておられました。

この河川氾濫による土砂流入が田んぼや事業者の敷地に大量に流入して大きな被害になっていることを踏まえて、今回の豪雨災害における排砂等に対する支援について、再度所見を問いたいと思います。

新田知事に答弁をよろしくお願いします。

**新田知事**　今回の記録的な大雨では、多数の家屋浸水をはじめ、農地や事業所で大量の土砂などが流入し、営農や事業活動に大きな支障になっていると認識しております。私も、現地を視察し、頻発化、激甚化する自然災害の恐ろしい実態を改めて認識してまいりました。

土砂流入などによって被災した農地については、被災状況に応じて国の災害復旧事業による土砂の撤去、または小規模な被災箇所では、多面的機能支払交付金などを活用した土砂の撤去などのきめ細かな応急措置により支援してまいります。地域からの応援依頼がある場合には、農業・農村サポーターなどを活用したいと考えております。

また、冠水や収穫不能となった農地では、追加提案した農作物（水稲）被害緊急対策事業を活用し、稲わらなどの残渣の処理や、生産力を回復するための土づくりについて支援し、被災農地の復旧と来年の作付が可能となるように支援をしてまいります。

また、民間事業所などの土砂撤去費用ですが、県制度融資の災害対応資金で支援するほか、これも追加提案の中に盛り込みましたが、被災事業者事業継続支援補助金、これは土砂を撤去しないと事業再開ができない場合など、施設設備の復旧に必要な場合は補助対象となることから、こうした支援策の周知を進めてまいります。

農業分野では、農林振興センターに設置しました災害支援窓口や、本年度新たに開設した氷見市庁舎内の氷見サテライトデ

スクを中心に対応します。

また、事業所については、金融特別相談窓口などにより、被災地域の声に寄り添うとともに、引き続き、国、市、関係団体と連携し、営農や事業活動の早期再開に向けて支援に取り組んでまいります。

**岡﨑委員**　かなり補正予算案では手厚く対応し、国の制度とも連携していくということで、知事も視察をされておられますけれども、この現場復旧は、あまり負担なしに、きちんとこれまでどおり事業を再開できるような形になるのでしょうか、そこだけ確認させてください。

**新田知事**　私どもでは、おおむねカバーできると考えておりますが、ぜひ、それぞれ窓口を開設しておりますので、そこにできるだけ早く御相談いただければと思っています。

**岡﨑委員**　行政窓口がきちんと機能をして、御相談にしっかりと応じて、早く復旧ができる、安心して元の事業に戻れるように、ぜひまた力強く御支援をお願いしたいと思います。

それで、この項目の最後の質問になりますが、大変頻発化する災害におきまして、職員の皆さんも通常業務に加えて、災害業務に当たらなくてはいけない。この間、大変人員等にも配慮した取組もされているわけですが、やはり現実に現場に出られて、毎日毎日、対応されるのは大変だと思っております。

これは、職務上やむを得ないことではあると思いますが、国が、実は独自に手当を改善しているということもありまして、それに呼応して、他県においても、災害対応に関わる、少し手当等処遇を改善する方策が取られ始めているということでございます。

こうした中で、県でも、少し検討していく課題ではないかと思っていますし、もう一つ、以前、田中経営管理部長に答弁いただいたのですが、健康面から、メンタルも含めたケアも引き

続き継続をして、重点を置いてカバーをしてあげてほしいと思います。

田中経営管理部長に、災害対応に当たる職員の処遇改善とメンタルを含めたケアについてお聞きをします。

**田中経営管理部長**　令和６年の能登半島地震での対応状況を踏まえまして、本県では異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれのある箇所等で行う応急作業等の業務に従事した職員に対しましては、令和６年１月から、災害応急作業等手当を支給しております。

国では、本年４月に災害応急作業等手当の引上げ改定が行われたところと承知しておりまして、本県においても、手当の水準について検討してまいりたいと考えております。

また、災害対応に当たる職員につきましては、業務量の増大や、十分な休養を確保できないことなどのため、心身に負担が生じまして、特にメンタルヘルスに不調を来すことが懸念されます。以前から岡﨑委員から指摘いただいていることと存じています。

このため、災害発生時には、長時間の時間外勤務を行った職員に対する医師の保健指導などの通常のメンタルヘルス対策に加えまして、災害時におけるメンタルヘルスチェック表を使った、心の不調に早めに気づく取組や、１人で悩まず気軽に相談できるよう、産業医等との面談を実施する体制を整えまして、職員への周知を行っているところでございます。

今後とも、災害対応に当たる職員が心身ともに健康で職務を果たせるように体制を整備するとともに、職員への周知にも努めてまいりたいと考えております。

**岡﨑委員**　分かりました。やはり、処遇も大事ですし、そのほか、心の健康はもうかなり大事ですし、今おっしゃられたとおり、早期にケアしないと、皆さん多忙でありますので、もう１回見

てもらえというぐらいが、私はいいのではないかと思います。

別に、異常がなくても、産業医と面談するというのは非常に重要だと思いますので、そうした時間を少しつくってあげればと思います。

それでは、大きな問２に行きたいと思います。

まず、これは富山地方鉄道にも絡むことで、田中交通政策局長に御答弁をお願いしたいと思うのですが、富山地方鉄道の存続においては、人口減少から利用者がさらに減少していくことに対して非常に懸念があり、本会議でも議論されており、重要な課題だと思います。

鉄道の維持経費に、どうしても目が行きがちではありますが、そうであるからこそ、この人口減少社会の中で、どうやって駅と地域を結ぶか、このことに視点を移して、利用者を誘導して、鉄道利用への関心を高めることが重要ではないかと思っております。

特に、日常的に鉄道の恩恵を受けるということは、鉄道のそばに住んでいない人にすれば、あまりないわけです。

でも、今のあいの風とやま鉄道や富山地方鉄道は、県の大事な一次交通になっています。

そういった意味では、全ての県内において、駅を起点とした二次交通の利用状況を分析して、二次交通を鉄道利用につなげていくことが重要だと思います。

そこで、田中交通政策局長に、鉄道の利用者数を増やすには、鉄道施策に並行して、駅を起点とした二次交通の整備、充実に取り組むことが重要であると考えますが、所見をお願いします。

**田中交通政策局長**　県の地域交通戦略では、駅は結節点にもなりますので、駅の機能強化を目指すべき姿の一つに掲げておりまして、移動が円滑にできる交通のネットワークを非常に大切だと思っております。

これまでも、交通事業者やコミュニティーバスを運行する市町村の間では、当然、鉄道のダイヤ改正前にその情報を共有しまして、駅における鉄道とバスの円滑な接続を図っているところでございます。

また、砺波市では、朝夕の時間帯に運行している定時運行の市営バスについて、城端線の駅に接続するルートやダイヤを大きく見直されて、高校生の通学の利便性を確保しております。あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の話も出ましたが、滑川市においても、コミュニティーバスの出発時刻を両線、あいの風とやま鉄道と富山地方鉄道のダイヤに合わせて、直近、調整を行われておりまして、駅での乗換えの利便性を高めているところであります。

こうしたことは鉄道の利用者を増やすには非常に大事だと思っておりまして、７月に地域交通戦略会議の交通ワンチーム部会を開催しまして、市町村でかなりデマンド交通の導入が進んでいる現状を踏まえまして、このデマンド交通の利用者が、駅でスムーズに鉄道に乗り換えて円滑に移動できるように、鉄道駅を結節点として位置づけてもらうように、私から要請いたしました。

駅における鉄道とバスによる乗り継ぎを円滑にすることは、鉄道とバスの一体的な利用を促進するものであります。

県としましては、交通事業者や市町村とともに、駅を起点とした鉄道やバスの利便性向上、利用促進に努めてまいります。

**岡﨑委員**　２点目は知事にお伺いします。

現在は、通学定期に対する支援を事業者自らが行っておられます。

鉄道による移動が主となっていた時代とは異なって、現在、大変経営も厳しい状態にあります。

そういう中で、いつまでも主体を交通事業者だけに任せてい

てもいいものかという議論がこの間の本会議であったと記憶してますが、やはりこの通学定期支援は教育支援にも資することから、未来投資の観点から行政が積極的に関わることも重要ではないかと思います。

また、公共交通を持続することは、企業の雇用確保と労働力の移動にも貢献するわけで、そういった意味では企業にとっても、この公共交通というのものは切って離せない関係にあり、利用促進等への積極的な協力を求めてもいいのではないかと私は思います。

そこで、知事にお伺いをしたいのですが、公共交通を持続させていくため、通学定期への行政支援により利用を促すとともに、企業に対しても、通勤で利用されていることを踏まえて協力を求めていくことが必要ではないかと考えますが、所見をお願いします。

**新田知事**　委員御指摘の通学定期に対して行政が支援を行うことは、これはもちろん利用者の負担軽減につながり、鉄道利用の促進にも資するものと考えます。

増収にもつながることは、持続可能な公共交通サービスを確保する観点からも、有効な取組と考えられます。

一方で、行政の支援は、もちろん税金により行われるわけでありまして、実施に当たっては、その必要性、効果、地域の実情などを踏まえた上で、慎重に検討する必要があると思います。

そのような中で、上坂黒部市長が今月９日の市議会代表質問において、富山地方鉄道が市域をまたいで通学する高校生や、黒部市の一部小中学生に利用されている例もあり、市では小中学生の通学定期券購入助成を実施しているが、通学負担の軽減に向けて、富山地方鉄道と協議を進めていきたいと答弁をされています。

これは、先般、富山地方鉄道の新庄社長が、自社の料金は、

運賃は高いのではないかと発言されたことも含んでのことだと思います。

県としましては、今後の自治体と交通事業者の協議の状況をしっかりと見ていきたいと考えております。

また、通勤で公共交通を利用されている企業に対しては、さらなる公共交通利用への転換に協力いただき、社員の利用を増やしていくことが有効であると考えています。

そのため、利用の促進策ということで、市町村が取り組まれるパークアンドライド駐車場の整備に対して支援をしているのが一つあります。

そのほか、自家用車通勤が多い県民に対して、公共交通の利用を通じた、公共交通の持続性を保つための参画を促すキャンペーンを企業へも参加を呼びかけて実施しています。これは、「電車・バスで行こう！」キャンペーンというものですけれども、これについては、企業にも直接お願いをしているところでございます。

持続可能な公共交通サービスの実現のためには、企業の協力も不可欠であると考えておりまして、引き続き取り組んでいきたいと考えます。

**岡﨑委員**　少し気運が出てきているという感じも受けないでもなく、これから、いろいろと議論されていくと思いますので、事業者の負担が少し減って、利用者も増える施策を、ぜひ推進していただきたいと思います。

続いて、先ほどオンデマンド交通について、田中交通政策局長から話がありましたが、これに関してもう少し質疑をしたいと思います。

確かに、おっしゃられたとおり、駅を結節点としてオンデマンド交通をタイミングよく結ぶことについて審議をしていただいて本当によかったと思います。

県内で、オンデマンド交通は確実に増えつつあると思います。

一つは、何といっても高齢社会になってきている中で、できるだけ身近なところから乗車をして行きたい場所に行きたいということだと思います。

とりわけ、ショッピングの際は、帰りは重い荷物を持って帰ってくることになるので、どうしても身近な場所、停留所、あるいは自宅まで乗車したいというのは、現実にある話ではないかと思います。

入善町でもそういう取組はもう進行しております。

局長も言われましたが、大量輸送時間帯の通勤通学時間帯は、企業であったり、駅であったり、あるいは学校であったり、大体行く目的が同じ時には、定時定路線で動かせます。

けれども、高齢者などが利用する日中は、行き先がばらばらで、しかも行きたい時間もばらばらで、人数は少ないということですから、やはりこの日中運行はオンデマンドによる公共交通に転換をしていくべきだと、私は思っているところです。

そういうことをぜひ進めていきたいし、それは、最終的には自動運転にもつながっていく。オンデマンドは、自動運転もほぼ変わらないと私は思っており、そういう形になっていくと思います。

そこで、路線バスについて定時定路線運行とオンデマンド運行を比較した際に、必要となる運転手数の分析など、自動運転の将来を見据えてオンデマンド運行の推進に取り組むべきではないかと思いますが、運転手さんも減っている中どうしていくのか、田中交通政策局長に答弁をお願いします。

**田中交通政策局長**　今、オンデマンド交通のお話ありましたけれど、先ほどの答弁でも申し上げましたが、やはり需要などを見た上で、各市町村ではオンデマンド交通利用で運用されている事例がすごく増えてきております。

それで、先ほど委員からもありましたけれども、この定時定路線運行のバスと、このオンデマンド交通についてですけれども、定時定路線運行のバスは、時間もはっきりしており、分かりやすいということと、誰もが利用しやすいというメリットはあるのですけれども、御指摘がありましたとおり、利用者が少ない時間帯や利用者が少ない区間では、限られた人材や車両でありますことから、効率的な活用の観点から課題もあると。先ほど申し上げましたけれども、県内でも、ダイヤや路線を固定せず、住民の予約に応じて時間や目的地をきめ細かく設定して運行するオンデマンド交通が、小矢部市、砺波市、射水市、入善町というお話もありましたけれども、既にいろいろなエリアで運行されております。

この定時定路線の運行とオンデマンド運行の比較ですけれども、やはり運行路線ごとの状況を踏まえて、どちらの運行がその当該地域にとってふさわしいかを検討する必要があると思いますので、運転手数の分析はなかなか難しいとは思います。

ただ、将来の自動運転の話も出ましたが、自動運転の状況について申し上げますと、アメリカや中国は既にこの無人のタクシーサービスが提供されているのですけれども、日本では、ついこの間、来年中に東京都内で完全無人タクシーの運行を目指すことが発表されたばかりでありますし、特別委員会の視察に私も今年参加したのですけれども、国内の路線バスの自動運転の実証実験でも路上駐車を回避するために手動で介入するという状態で、まだまだ日本ではハードルが高い状況にあります。

こうした状況を踏まえますと、現時点においてはオンデマンド交通を推進することが有効な手段と考えておりまして、地域の実情を踏まえ、市町村や交通事業者と共に取り組んでまいります。

**岡﨑委員**　これから市場はオンデマンドだと思います。それが、

利用者にとっても非常に利用しやすい形になっていくのではないかと思います。

続いて、問３について伺います。

先ず、庄川上流に建設が計画されている産業廃棄物最終処分場についてでございます。

産業廃棄物最終処分場が高山市荘川町六厩の庄川の水源に建設が予定されております。

全国に誇る清流庄川への環境悪化による影響を危惧して、10万筆を超える反対署名が岐阜県に提出されております。

また、高山市や南砺市の市長も反対を表明されました。

埋め立てられる18品目の中には、石綿や水銀を含有するばいじんが含まれるとなっておりますけれども、法律的なことだと思いますが、完全な遮断型ではない、一つ緩い管理最終処分場の計画となっています。

当初、リゾート施設として計画をされていた土地が、長い間をかけて変遷をして、リゾート地から産業廃棄物処理場の建設予定地に変わっていったことからも、地域性や庄川源流に位置することからも、適地ではないと私は思っています。法的な規制がないため、申請に至っているわけです。

全国各地で、大規模なソーラー開発などが問題となっておりますが、これも山地が安価なことと、規制がないことが要因ではないかと思っています。

現行法では不十分なところもあり、規制強化を政府に求めるべきではないかと思います。

そこで、知事にお尋ねしたいと思います。

庄川上流に建設が計画されている産業廃棄物最終処理場について、自然環境や県民生活への環境負荷をどのように認識をしておられ、このような環境負荷を与える最終処分場設置に対する現行の法規制強化の必要性について、所見を頂きたいと思い

ます。

**新田知事**　庄川上流で計画されている最終処分場について、廃棄物処理法に基づく許可申請に先立って、現在は、岐阜県の条例に基づく環境影響評価手続が行われているところと捉えております。

この手続では、事業者が、放流水の水質や地震への安全性など、廃棄物処理法に定める基準だけではなく、住民の皆さんから寄せられた幅広い意見も踏まえた調査を行い、最終処分場の設置が自然環境や生活環境に及ぼす影響を予測、評価することとなっています。

そして、その結果は学識経験者などで構成される審査会で審査をされ、最終的には、事業計画において配慮すべき事項をまとめた県知事、これは岐阜県知事ですが、岐阜県知事意見として事業者に伝えられることになっています。

委員お尋ねの自然環境や県民生活への環境負荷についてですが、これは、今まさに現在事業者による調査が行われている最中でありまして、私からコメントできる段階ではないと思います。

岐阜県に対しては、引き続き法令に基づく適切な手続を私からも要請していきます。

また、今ほども説明したとおり、岐阜県知事意見は、廃棄物処理法に定める基準だけではなく、学識経験者の意見や住民などの意見も踏まえて幅広い項目についてまとめられ、事業者に対して事業計画への配慮を求めるものとなっておりまして、現行の法や条例手続に基づき、環境負荷の低減が合理的に図られると、私としては考えております。

さらに、本年４月から林地開発許可に関する制度が強化されるなど、大規模開発に関する規制の強化が進められております。

こうした状況もしっかりとモニターして、必要によってはほ

かの都道府県とも情報交換をして、必要に応じて国への働きかけを検討してまいりたいと思います。

**岡﨑委員**　知事の立場からは、やはり少し答弁しにくいとは思います。

ただ、一般的に考えて、清流の源流に、こうしたものを造るというのは、何か解せないと思います。

清流庄川は富山のブランドでもあるわけで、これを守るためにも、知事にもぜひいろいろなところに働きかけていただきたいと思っております。

次に価格転嫁についてお伺いしたいと思います。

県では、価格転嫁の支援に取り組んでいます。

ここで、デジタルサイネージ使用の許可をお願いします。

**川島副委員長**　許可いたします。

**岡﨑委員**　これは令和７年度の県内の状況を反映した価格転嫁アンケートの結果です。何度も出しておりますので、皆さん御存じのところと思います。

アンケート結果では、原材料も人件費も価格転嫁される割合が３割から４割ということでまだまだ大変低い状況です。小規模事業者ほど費用増加に伴う価格転嫁に応じてもらえないという実態も明らかになっています。

アンケートの記述によると、価格交渉を行っても応じてもらえなかったという意見も散見されるわけで、そもそも価格転嫁に応じる気がない企業もあるのではないかと見受けられるところでございます。

中東情勢も長期化が予測される中、物価高騰も継続すると考えられます。価格転嫁を行い、厳しい経済状況の中においても、それぞれが元気を出して産業を支える機運を高めること、また、物価高騰に相当する賃金の引上げを行い、生活を守っていかなければならないと思います。

適正な価格転嫁を促し、賃金引上げにつなげ、物価高騰に耐え得る経済活動を展開すべきであります。

そこで、小杉商工労働部長に伺いますが、企業の価格転嫁に対する意識を向上させ、賃金引上げに結びつけていくことが必要でありますけれども、どのように取り組んでいくのか、答弁をお願いします。

**小杉商工労働部長**　原材料、エネルギー価格、人件費などの上昇が続く中、適切な価格転嫁は、中小企業等の経営基盤を強化し、そして持続的な賃上げにつなげていくため、極めて重要であると認識しております。

こうした中、委員からも御紹介のありました、昨年度の価格転嫁に関するアンケート調査では、コスト全般の転嫁率平均は約36％、そのうち人件費については30％にとどまっております。

また、発注側の企業に価格交渉を申し入れたけれども、応じてもらえなかったという企業も一定数見られることから、価格転嫁に対するさらなる理解の促進、そして機運醸成の促進が必要だと考えております。

このため、県では、今年度から新たに、価格転嫁に積極的に取り組む県内企業の好事例を横展開する取組や、経済団体、業界団体等を通じた働きかけを初めて行うとともに、来月には、公正取引委員会や中部経済産業局と連携したセミナーを予定しております。こうした形で、受注側、発注側双方のさらなる意識向上を図っていくこととしております。

また、事業者ごとの実情に応じた対応を行っておりまして、約900名の価格転嫁推進サポーターによるプッシュ型の支援ですとか、さきの６月補正予算で拡充させていただきました価格転嫁実現のために行う経営コンサルティング費用への支援も行っていくこととしております。

このほか、県では、適切な価格転嫁の実現に向けまして、県

内経済界の５団体と連携しまして、パートナーシップの構築宣言の普及を進めております。

今月時点で、県内1,300社以上もの企業が登録されるなど、価格転嫁に向けた意識が広がりつつあると考えておりまして、今後とも国や経済団体等と緊密に連携しまして、県内企業の取組をサポートするとともに、価格転嫁に向けた機運醸成に努めまして、持続的な企業活動と賃上げの好循環、その双方につなげてまいりたいと思っております。

**岡﨑委員**　私も昨日、再調査して、中小企業支援は大変手厚く、数多くのメニューがあると思ったのですが、どれだけ届くかということです。

特に、小規模事業者ほど価格転嫁に応じてもらえないということは、社会的な力の差がそこに表れているのではないかと思っています。特に応じてもらえなかったというところを、どうしたら価格転嫁ができるのか、正当な理由を積み上げるというような資料作成などの支援もされていますから、そういうところを力強く後押ししてあげてほしいと思います。弱いところに、ぜひ力を貸していただきたいと思います。

続いて、連合富山から、県内企業における所定内労働時間があまり減少していかない中、国はもう裁量労働制や時間外規制を緩和するという流れになってきています。

そういう中で、富山労働基準監督署から違法な時間外労働が確認された事業者数が154と、長時間労働の是正としては、やはり道半ばにあるわけでございます。

裁量労働制を導入していくほうに転換されていくと、本当に長時間労働がまた蔓延してくる。せっかく今まで、働き方改革で頑張ってきたところが、また押し戻されていくという危惧が労働界から起こっています。

そういった意味で、県内の長時間労働是正の現状認識と、国

による裁量労働制をはじめとした労働時間法制の見直しの動きに対する見解を、知事に対して求めたいと思います。

**新田知事**　委員御指摘のとおり、令和７年の平均月間所定外労働時間数は前年比では増加しています。労働基準監督署から長時間労働の是正指導を受けた事業者も一定数いると聞いております。

そういう意味では、働き方改革は道半ばであり、県民のウェルビーイング向上の観点からも、さらなる努力が必要と認識をしております。

一方で、長期的な視点で見ますと、県内の労働者１人当たりの平均月間総実労働時間数は、働き方改革関連法施行前の平成30年には148.7時間でしたが、令和７年、昨年には141.2時間に減少しています。また、平均月間所定外労働時間数も、同じ年の比較ですと、10.7時間であったものが、9.6時間に減少をしております。

直近の状況を言いますと、今年の１月から６月の平均では、前年を下回っているということでございます。

そういう意味では、長時間労働の是正は着実に進んでいると私は認識をしています。

県としては、長時間労働の是正をさらに進めるために、いろいろと進めており、毎年、富山労働局と連携をしまして、県内経済団体に対して働き方の見直しを要請しております。

また、働き方改革の好事例の横展開を行っております。

経済団体などが実施する働き方改革セミナーへの講師の派遣、また、コンサルタントを活用した業務改善への助成など、企業における働き方改革を積極的な後押しをしております。

こうした中、国では労働者の心身の健康確保を、あくまでこれを前提としてですが、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制などに係る政策対応について、裁量労働制や勤務

間インターバルなどの議論が行われていることは承知をしております。

これは重要なテーマでありますから、引き続き建設的な議論が深められることを期待をしております。

県としては、こうした国の議論を注視しながら、誰もが希望に応じて柔軟に働くことのできる環境づくりを進め、県民のウェルビーイングの向上につなげていきたいと考えております。

**岡﨑委員**　確かに、今までの制度の中で減少してきたという中で、今、大分よくなってきたからということで、少し自由度を広げようと、企業側の意向を受けて政府が動いているわけですが、ＩＬＯの中では、労働界が入っているということで、この３者合意で進めていかなくてはいけないことが非常に重要な枠組みだと思っています。

確かに、いろいろなことをやっていくのはいいかもしれませんが、働く側のウェルビーイングを、ぜひ、知事もおっしゃられたとおり、職場も生活もウェルビーイングであるように、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、宅配便再配達における現状認識について問いたいと思います。

一時、再配達については、いろいろと取り組んでいただきまして、減少している状況にあるようでございます。一方で、事業者からすると、この置き配を主流にしながらやってきたという企業努力も入って、再配達が少なくなってきたという数字にあらわれているのではないかとおっしゃっているわけでございます。

しかし、その置き配によって、雨で荷物がぬれる、あるいは盗難という事例も少なからずあるようでございまして、やはり引き続き、行政もいろいろな意味でこの再配達に対する支援を続けていく必要があると思います。

特にコンビニや大学生などがいるマンション、アパートなどに宅配ロッカーといったものをつくるということも重要だと思いますので、そうしたことに対して見解をお願いします。

**杉田生活環境文化部長**　宅配便の再配達の削減に向けまして、県では、消費者団体や事業者と連携しまして、職場での受け取り促進のための職場受け取り事業所の認定や、宅配ボックス取扱い店舗を置き配サポーターとして登録して紹介、また、ＰＲ動画配信による宅配ボックスやロッカーの利用促進などを展開してきております。

その結果、県内における今年４月の宅配便の再配達率は8.1％と、調査開始の令和４年４月の11.2％から、3.1ポイント減少しており、全国と比べても0.7ポイントよい数値であり、徐々に取組の成果があらわれてきております。

置き配につきましては、宅配事業者からお聞きしているところでは、紛失など大きなトラブルはないものの、雨で荷物がぬれたり汚れがついたりした事例があると聞いており、また、県政モニター調査でも盗難などを心配する声があります。

このため、県では、鍵つきのものを含めた宅配ボックスを紹介するショート動画を作成、配信しているほか、環境フェアなどで宅配ボックスの現物展示、また、県のホームページでは取扱い店舗の紹介を行っており、不安の解消や活用の促進に努めております。

次に、御指摘の宅配ロッカーにつきましては、ライフスタイルに合わせた受け取り方の一つとして、大変有効と考えています。

県内では、ロッカー設置事業者が、設置や維持に関する経費を負担し、また、宅配事業者が利用料を負担する仕組みとなっています。

また、場所を提供する側の理解も重要と伺っておりまして、

今後関係者にヒアリングするなど、取組の方向性を検討してまいります。

**川島副委員長**　岡崎委員の質疑は以上で終了いたしました。